

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月21日付け22生産第479号生産局長通知）一部改定新旧対照表

改正後		現行																																																	
<p>農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン</p> <p>～ [略]</p> <p>別添1、2 [略]</p> <p>別添3 ガイドラインにおける取組事項（米）</p> <p style="text-align: right;"><平成23年8月4日版></p> <p>番号1～5 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>取組事項</th> <th>取組事項に関連する法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム濃度の低減対策</td> <td>6</td> <td>過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認</td> <td>「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」(平成23年8月4日付け23消安第981号23生産第3215号農林水産省消費・安全局長・生産局長通知) 「水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」(平成17年3月農林水産省・農業環境技術研究所作成)</td> </tr> </tbody> </table> <p>番号7～18 [略]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>番号20～30 [略]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>農薬・燃料等の管理</td> <td>31</td> <td>農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)</td> <td>「毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)」「消防法(昭和23年法律第186号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)</td> </tr> <tr> <td>施設の管理・運営体制の整備</td> <td>32</td> <td>施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化</td> <td>「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農産第6517号農林水産省農産園芸局長通知)</td> </tr> <tr> <td>事故後の備え</td> <td>33</td> <td>事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)</td> <td>「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)」「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)</td> </tr> </tbody> </table> <p>番号34～39 [略]</p>		区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等	カドミウム濃度の低減対策	6	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」(平成23年8月4日付け23消安第981号23生産第3215号農林水産省消費・安全局長・生産局長通知) 「水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」(平成17年3月農林水産省・農業環境技術研究所作成)		19	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上	農薬・燃料等の管理	31	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)	「毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)」「消防法(昭和23年法律第186号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)	施設の管理・運営体制の整備	32	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農産第6517号農林水産省農産園芸局長通知)	事故後の備え	33	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)	「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)」「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)	<p>農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン</p> <p>～ [略]</p> <p>別添1、2 [略]</p> <p>別添3 ガイドラインにおける取組事項（米）</p> <p style="text-align: right;"><平成23年3月31日版></p> <p>番号1～5 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>取組事項</th> <th>取組事項に関連する法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム濃度の低減対策</td> <td>6</td> <td>過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認(注1)</td> <td>「水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」(平成17年3月農林水産省・農業環境技術研究所作成) (注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>番号7～18 [略]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>番号20～30 [略]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>農薬・燃料等の管理</td> <td>31</td> <td>農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注3)</td> <td>「毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)」「消防法(昭和23年法律第186号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)</td> </tr> <tr> <td>施設の管理・運営体制の整備</td> <td>32</td> <td>施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化</td> <td>「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農産第6517号農林水産省農産園芸局長通知)</td> </tr> <tr> <td>事故後の備え</td> <td>33</td> <td>事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注4)</td> <td>「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)」「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)</td> </tr> </tbody> </table> <p>番号34～39 [略]</p>		区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等	カドミウム濃度の低減対策	6	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認(注1)	「水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」(平成17年3月農林水産省・農業環境技術研究所作成) (注1)		19	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上	農薬・燃料等の管理	31	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注3)	「毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)」「消防法(昭和23年法律第186号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)	施設の管理・運営体制の整備	32	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農産第6517号農林水産省農産園芸局長通知)	事故後の備え	33	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注4)	「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)」「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等																																																
カドミウム濃度の低減対策	6	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」(平成23年8月4日付け23消安第981号23生産第3215号農林水産省消費・安全局長・生産局長通知) 「水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」(平成17年3月農林水産省・農業環境技術研究所作成)																																																
	19	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上																																																
農薬・燃料等の管理	31	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)	「毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)」「消防法(昭和23年法律第186号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)																																																
施設の管理・運営体制の整備	32	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農産第6517号農林水産省農産園芸局長通知)																																																
事故後の備え	33	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)	「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)」「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)																																																
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等																																																
カドミウム濃度の低減対策	6	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認(注1)	「水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」(平成17年3月農林水産省・農業環境技術研究所作成) (注1)																																																
	19	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上																																																
農薬・燃料等の管理	31	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注3)	「毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)」「消防法(昭和23年法律第186号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)																																																
施設の管理・運営体制の整備	32	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農産第6517号農林水産省農産園芸局長通知)																																																
事故後の備え	33	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注4)	「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)」「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)																																																

	40	米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存(法令上の義務を含む)(注4)	・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく(食品等事業者の記録の作成及び保存について)(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
特定の米穀についての保管・処理	41	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管(法令上の義務)	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号) ・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)
	42	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分(法令上の義務)	同上
生産工程管理の実施	43	以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注5) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
	44	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注6) 米穀等の取引等に関する記録については原則3年間(法令上の義務を含む)(注7) 米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	左記の に関係する法令等 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) ・米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく(食品等事業者の記録の作成及び保存について)(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

- (注1) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
- (注2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
- (注3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
- (注4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第3条及び第5条に基づく記録の作成及び第6条に基づく記録の保存は、法令上の義務。
- (注5) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。
- (注6) 農業生産工程管理(GAP)を实践する観点からの記録の保存期間。
- (注7) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第6条及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号)第7条に基づく期間の記録の保存は法令上の義務。

別添4～10 [略]

	40	米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存(法令上の義務を含む)(注5)	・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく(食品等事業者の記録の作成及び保存について)(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
特定の米穀についての保管・処理	41	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管(法令上の義務)	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号) ・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)
	42	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分(法令上の義務)	同上
生産工程管理の実施	43	以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
	44	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注7) 米穀等の取引等に関する記録については原則3年間(法令上の義務を含む)(注8) 米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	左記の に関係する法令等 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) ・米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく(食品等事業者の記録の作成及び保存について)(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

(注1) 農林水産省でカドミウム濃度低減に関する指針を検討中であり、策定され次第、本項目を見直す予定。

- (注2) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
- (注3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
- (注4) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
- (注5) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第3条及び第5条に基づく記録の作成及び第6条に基づく記録の保存は、法令上の義務。
- (注6) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。
- (注7) 農業生産工程管理(GAP)を实践する観点からの記録の保存期間。
- (注8) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第6条及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号)第7条に基づく期間の記録の保存は法令上の義務。

別添4～10 [略]